

衛 生 費

- ・保健衛生費
- ・清掃費

予 防 費

健 康 課

予防接種法に基づき、A類疾病・B類疾病の予防注射を実施している。平成26年10月1日より水痘がA類疾病、高齢者の肺炎球菌感染症がB類疾病の対象として追加された。

1. 定期予防接種

【A類疾病】

(1) ジフテリア・百日咳・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風

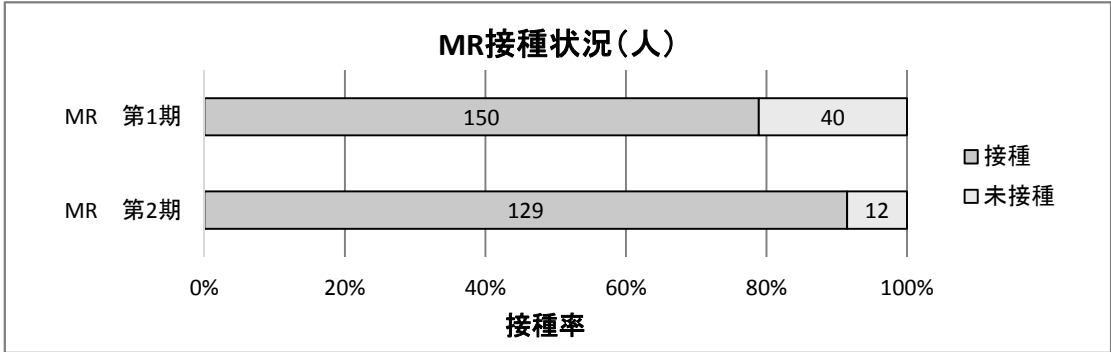
平成24年9月1日から経口生ポリオワクチン接種による麻痺等の副反応のため、不活化ポリオワクチン接種に変更し、個別接種にて実施する。

平成24年11月1日からジフテリア・百日咳・急性灰白髄炎及び破傷風ワクチンが使用開始となる。

平成26年12月をもってジフテリア・百日咳及び破傷風ワクチンの販売が中止となる。

・ジフテリア・百日咳・急性灰白髄炎(ポリオ)及び破傷風ワクチン(DPT-IPV)(第1期)接種者数	550回	280人	
・ジフテリア・百日咳及び破傷風ワクチン(DPT)(第1期)接種者数	0回	0人	
・急性灰白髄炎(不活化ポリオ)ワクチン(IPV)接種者数	17回	13人	6,375,594円(委託料)
・ジフテリア及び破傷風ワクチン(DT)(第2期)	87回	138人	

(2) 麻しん・風しん(MR)



第1期	150人	接種率	78.9%
第2期	129人	接種率	91.5%

第1期	1,664,550円(委託料)
第2期	1,407,132円(委託料)

平成20年4月1日予防接種法施行令の一部改正が施行され「麻しん及び風しん予防接種第3期・第4期」を開始する(5か年計画)。

平成25年3月31日をもって、3期・4期の接種を終了する。

(3) 日本脳炎

平成17年度、ワクチンによる副反応のため、日本脳炎予防接種の積極的勧奨が中止となる。

新ワクチンの供給体制が整い、平成22年度第1期対象者(3歳児)積極的勧奨を再開する。

平成27年度は、第1期通知を平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれに通知する。第2期対象者の平成17年度生まれは第1期の接種が十分でない可能性があるため勧奨せず。

接種回数	451回	325人	3,309,214円(委託料)
------	------	------	-----------------

(4) 結核(BCG)

結核をめぐる状況の変化に伴い「結核予防法」が廃止となり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合された。

平成19年4月からBCG予防接種は「予防接種法」に規定された。

集団接種は乳児前期健診と同時実施。

接種回数	集団	143回	143人
------	----	------	------

(5) 小児用肺炎球菌感染症

接種回数	560回	299人	6,310,436円(委託料)
------	------	------	-----------------

(6) Hib(ヒブ)感染症

接種回数	548回	295人	4,361,015円(委託料)
------	------	------	-----------------

(7) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防ワクチン)

接種回数	0回	0人	0円(委託料)
------	----	----	---------

平成25年6月、ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が特異的に見られたことから、積極的勧奨が差し控えられた。

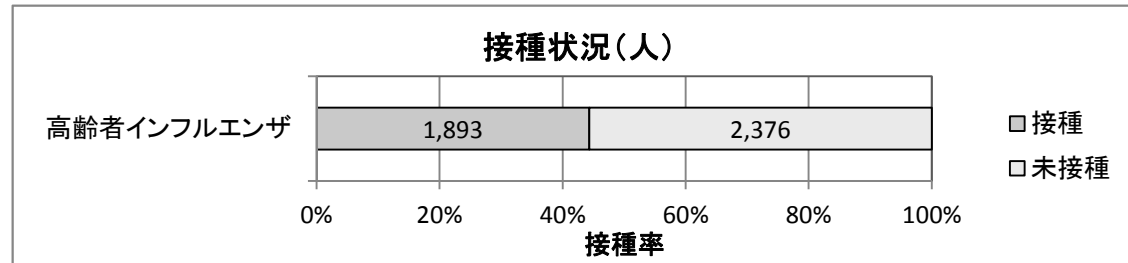
(8) 水痘

接種回数	308回	267人	2,893,968円(委託料)
------	------	------	-----------------

生後12ヶ月から36ヶ月に至るまでの間にある者を対象として実施。

【B類疾病】

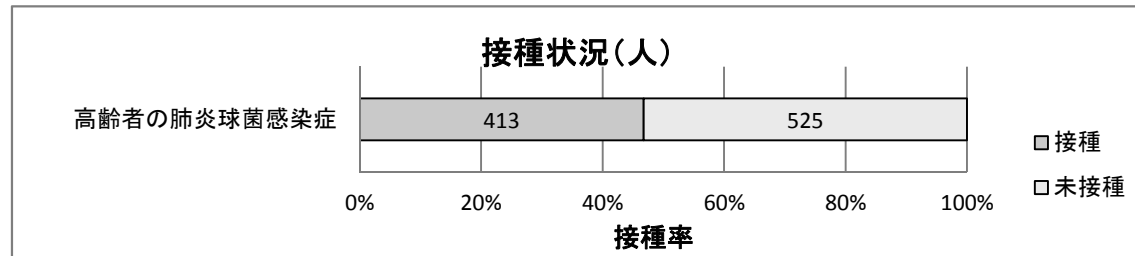
(1) 高齢者インフルエンザ



1,893人 接種率 44.3%

7,790,504円(委託料)

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症



413人 接種率 44.0%

2,402,100円(委託料)

65歳を対象者として実施。平成26年度から5年間は経過措置として100歳までの5歳ごとに段階的に実施(ただし26年度のみ100歳以上も含む)。

2. 任意接種

風しんワクチン任意接種費用助成

風しん流行にともない、妊婦の風しん罹患による“風しん症候群”発生防止のため、「風しん抗体価が低いと認められた妊娠を希望する女性」及び「風しん抗体価が低い妊婦と同居している風しん抗体価が低い者」を対象者として接種費用を助成する。

申請件数 15件(内訳:妊娠を希望する女性 15人 妊婦の配偶者 0人) 83,305円(扶助費)

1. 公害対策

(1) 騒音

町民への影響が懸念される騒音には交通騒音、工場騒音、建設作業騒音等があり、当町には名神高速道路、京都第二外環状道路、国道171号、国道478号、府道西京高槻線をはじめ、東海道新幹線、JR在来線、阪急電鉄などが縦横に走っている。このような交通騒音は広範囲に生活環境に影響を与えており、継続的な監視が必要である。

(2) 大気汚染

大気汚染の原因物質としてばい煙、粉じん、一酸化炭素、窒素酸化物及び粒子状物質等があり、当町では特に名神高速道路の通行車両が発生源である二酸化窒素等が課題であったが、自転車排出ガス規制強化等により、年々濃度は低下傾向にある。一方、近年新たに、PM2.5の対策が課題となってきた。

(3) 水質汚濁

町内の河川は、小泉川、小畑川、桂川を除き、いずれも自己流量は少ない。又、下水道の整備が年々進み、家庭雑排水の流入が減少し、有機性汚濁は減少しているものと思われる。

2. 公害苦情件数の推移

年 度		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	10箇年度 合計	10箇年度 平均
典型 7 公害	① 大 気 汚 染	4	1	1	1	1	2	1	3	1	4	19	1.9
	② 水 質 汚 濁	1	1	0	3	0	0	1	0	1	0	7	0.7
	③ 騒 音	1	1	2	0	0	0	1	2	3	1	11	1.1
	④ 振 動	0	1	1	0	0	0	2	2	0	0	6	0.6
	⑤ 悪 臭	1	0	1	0	2	1	4	0	1	2	12	1.2
	⑥ 土 壌 汚 染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	⑦ 地 盤 沈 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
典 型 7 公 害 以 外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.1
計		7	4	5	4	3	3	9	7	6	8	56	5.6

3. 関係法令および府条例に基づく特定施設等届出状況

(1) 騒音関係

ア 騒音規制法に基づく特定施設設置事業所数	13
イ 騒音規制法に基づく特定施設数	494
ウ 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設設置事業所数	18
エ 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設数	769

(2) 振動関係

ア 振動規制法に基づく特定施設設置事業所数	13
イ 振動規制法に基づく特定施設数	328
ウ 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設設置事業所数	18
エ 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設数	374

4. 調査測定実施状況

(1) 騒音関係

ア 府道西京高槻線			
平成27年10月28日(水)～10月29日(木)	1地点	延べ24時間	
イ 名神高速道路			
平成27年11月10日(火)～11月11日(水)	1地点	延べ24時間	
平成27年11月12日(木)～11月13日(金)	1地点	延べ24時間	
平成27年11月16日(月)～11月27日(火)	1地点	延べ24時間	
平成27年11月19日(木)～11月20日(金)	1地点	延べ24時間	
ウ 環境騒音			
平成27年10月26日(月)～10月30日(金)	9地点		

(2) 大気関係

二酸化窒素濃度分布簡易調査			
平成27年6月1日(月)～6月3日(水)	70地点	延べ48時間	

保健センター費

健康課

1. 母子保健事業

(1) 母子健康手帳

発行数
149

(2) マタニティ教室

開催回数	受講者数
12回	60人

(3) 前期離乳教室

開催回数	受講者数
6回	134人

(4) 後期離乳教室

開催回数	受講者数
6回	129人

(5) 発達相談

開催回数	来所児数
44回	63人

(6) 発達障害児等早期発見・早期療育支援事業

4歳児 スクリーニング事業		集団観察			巡回支援			発達相談(再掲)	
対象者	実施者	実施園	実施回数	対象者	実施園	実施回数	支援者	開催回数	来所児数
126人	126人	3ヶ所	6回	72人	3ヶ所	6回	72人	23回	63人

(7) 妊婦健康診査

平成21年度から1回の妊娠につき、計14回公費助成を開始する。平成22年1月1日から国の要綱改正に基づき「HTLV-1抗体検査」を追加する。平成23年4月1日からクラミジア検査追加。

基本健診	健診回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目
	件数	121	123	122	116	117	116	116	118	109

母子保健対策事業 申請者数
21人

10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	計
89	112	104	85	56	1,504

母子保健対策事業 638,470円 (扶助費)

追加健診	検査内容	血液検査①	血液検査②	血液検査③	血液検査④	免疫検査	B群溶血性 レンサ球菌 検査	HIV抗体 価検査	HTLV-1 抗体検査	子宮頸がん 検診	クラミジア
	件数	122	119	126	103	121	108	123	123	116	130

超音波①	超音波②	超音波③	超音波④	計
121	121	128	109	1,670

妊婦健康診査 10,297,390円(委託料)

(8) 乳幼児健診

種別	区分	実施回数	対象者数	受診児・者数	健診結果			受診率
					指導を要しない者	要指導	要治療及び要精密検査	
乳児前期健診		12回	139人	139人	130人	9人	0人	100.0%
乳児後期健診		6回	158人	153人	127人	26人	0人	96.8%
1歳6か月健診(内科)		6回	155人	147人	88人	53人	6人	94.8%
1歳6か月健診(歯科)		6回	156人	146人	145人	う歯保有児数 1人 り患率 0.7%	う歯総本数 4本	93.6%
3歳児健診(内科)		6回	138人	125人	86人	25人	14人	90.6%
3歳児健診(歯科)		6回	138人	125人	101人	う歯保有児数 24人 り患率 19.2%	う歯総本数 88本	90.6%

(9) 転入児相談

実施回数	把握数
4回	32人

(10) あそびの広場(場所開放型)

実施回数	参加者数
34回	342人

(11) あそびの広場(教室型)

実施回数	参加者数
11回	568人

(12) すくすく広場

実施回数	来所者数
12回	512人

(13) 相談

随時電話相談
250件

(14) 訪問指導 のべ人数

実施保健師数	妊婦	産婦	新生児(未熟児を除く)	未熟児	乳児	幼児	その他
4人	0人	134人	0人	12人	139人	2人	0人

(15) 不妊治療給付事業

一般不妊治療	男性不妊治療	不育治療
26件 (うち人工授精実施 11件)	0件	0件

平成26年10月より男性不妊治療および不育治療も対象となる。平成28年1月20日以降の男性不妊治療分は国の給付事業となる。

(16) 未熟児養育医療費

給付実人員	給付のべ件数	給付のべ日数
5	14	280

給付総額 951,014円(扶助費)

給付総額 886,137円(扶助費)

2. 成人病対策事業(老人保健関係含む)

平成20年度から保険者による健康診査に変更され、大山崎町国民健康保険加入者は「特定健康診査」に、後期高齢者医療保険加入者は「長寿健康診査」となる。健康増進法に基づく健康診査は、生活保護被保護者等を対象に実施する。30歳代の健康診査は「さんさん健康診査」として集団方式のみ実施する。

(1)-1 長寿健康診査・健康増進法に基づく健康診査・特定保健指導

	実施日数	健康増進法に基づく健康診査 受診者数	さんさん健康診査 (30歳代)	長寿健康診査 (人間ドック含む)		支出額
				対象者	受診者	
個別方式	7月～10月 委託医療機関	生活保護等 12人 その他 5人		対象者	1,855人	10,825,929円
集団方式	7月 3日間	生活保護等 1人 その他 0人	49人	受診者	1,068人 (57.6%)	
集団方式 結果説明会	9月 2日間	来所者数 33人 医師相談・栄養指導・保健指導を実施				

(1)-2 特定保健指導

積極的支援 判定者 37人 実施者 14人 (実施率 37.8%)
 動機付け支援 判定者 81人 実施者 19人 (実施率 23.5%)

(2) 胃がん検診(40歳以上)

平成26年度から、午後実施日を1日設定(乳がん検診とドッキング)。

検診日数	受診者数	受診率 *1	要精密検査者	胃がん
4日(8台)	311人	7.0%	13人	2人

1,512,000円(委託料)

(3) 子宮がん検診(20歳以上)

平成17年度から2年に1回の受診となり、30歳以上から20歳以上に変更し誕生月検診の個別通知は廃止。平成27年度は西暦の偶数年生まれが対象。

無料クーポン券検診事業として平成21年度から「女性特有のがん検診推進事業」を実施。平成23年度から「がん検診推進事業」に名称変更。

平成26年度からは「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」、平成27年度から「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対象緊急支援事業」として実施。

受診者数	要精密検査者	受診率 *2	精密検査結果 (平成26年度)		
		27年度	要精密検査者	子宮がん	
頸がん	443人	12人	27.2%	8人	0人
体がん	46人	0人	-	0人	0人

3,354,069円(委託料)

(再掲) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業(対象者 346人 受診者数 46人 受診率 13.3%)

(4) 肺がん検診(40歳以上)

受診者数	受診率 *1	要精密検査者数	肺がん(疑い含む)
479人	10.8%	29人	5人

742,791円(委託料)

(5) 結核検診(65歳以上 肺がん検診と同時実施)

受診者	受診率	結核発見者数
351人	11.4%	0人

(6) 肝炎ウイルス検診

平成14年度から5ヵ年計画として開始する。国の実施延長に基づき平成20年度から対象を40歳のみに変更、個別方式のみとする。

	検査の種類	対象者数	受診人員	要精密検査	精密検査結果	
					C型肝炎	B型肝炎
個別方式	C肝及びB肝実施	251人	38人	0人	0人	0人
	C肝のみ		0人	—	—	—
	B肝のみ		0人	—	—	—

123,500円(委託料)

(7) 乳がん検診(40歳以上)

平成17年度から2年に1回の受診となり、対象者を30歳以上から40歳以上に変更し、マンモグラフィー検診を導入する。平成27年度は西暦の偶数年生まれが対象。

無料クーポン券検診事業として平成21年度から「女性特有のがん検診推進事業」を実施。平成23年度から「がん検診推進事業」に名称変更。

平成26年度からは「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」、平成27年度から「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」として実施。

受診者数	異常なし	要精密検査者数	受診率 *3	精密検査結果	
			27年度	要精密検査者	乳がん
351人	326人	25人	25.4%	23人	1人

2,302,600円(委託料)

(再掲) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業・働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業(対象者412人 受診者数75人 受診率18.2%)

(8) 大腸がん検診(40歳以上)

個別方式は、特定健康診査等と同時期に実施する。集団方式は、他のがん検診・特定健康診査等集団健康診査と同時に実施する。

受診者数		合計 1,379人	受診率 *1 31.1%	要精密検査者 129人	大腸がん 5人
集団方式	344人				
個別方式	1,035人				

4,611,621円(委託料)

(再掲)がん検診推進事業 (対象者 947人 受診者数 131人 受診率 13.8%)

(9) 前立腺がん検診(55歳以上の男性)

	日数	受診者数	要精密検査者	がん発見者
集団方式	3日間	118人	15人	1人
個別方式	7/6~10/31	558人	52人	3人
計		676人	67人	4人

786,416円(委託料)

*1 胃がん・肺がん・大腸がん検診受診率の算出に用いる対象人口の算出式

40歳以上の総人口 - (40歳以上の就業者数 - 40歳以上の農林水産業従事者数) = 4,432(人)

*2 子宮がん健診受診率の算出に用いる対象人口の算出式

20歳以上の女子総数 - (20歳以上の女性就業者数 - 20歳以上農林水産業女性就業者) = 3,466(人)

*3 乳がん健診受診率の算出に用いる対象人口の算出式

40歳以上の女子総数 - (40歳以上の女性就業者数 - 40歳以上農林水産業女性就業者) = 2,787(人)

※上記対象人口算出については、いずれも平成22年国勢調査結果数値を使用

(10) 胃がんリスク検診(60歳のみ)

平成26年度から個別方式で実施。

	対象者数	受診人員	受診率	要精密検査者	受診結果		
					A判定	B判定	C判定
個別方式	145人	19人	13.1%	6人	13	5	1

78,001円(委託料)

(11) 健康教育

開催回数	参加延人数
16回	342人

(12) 健康相談

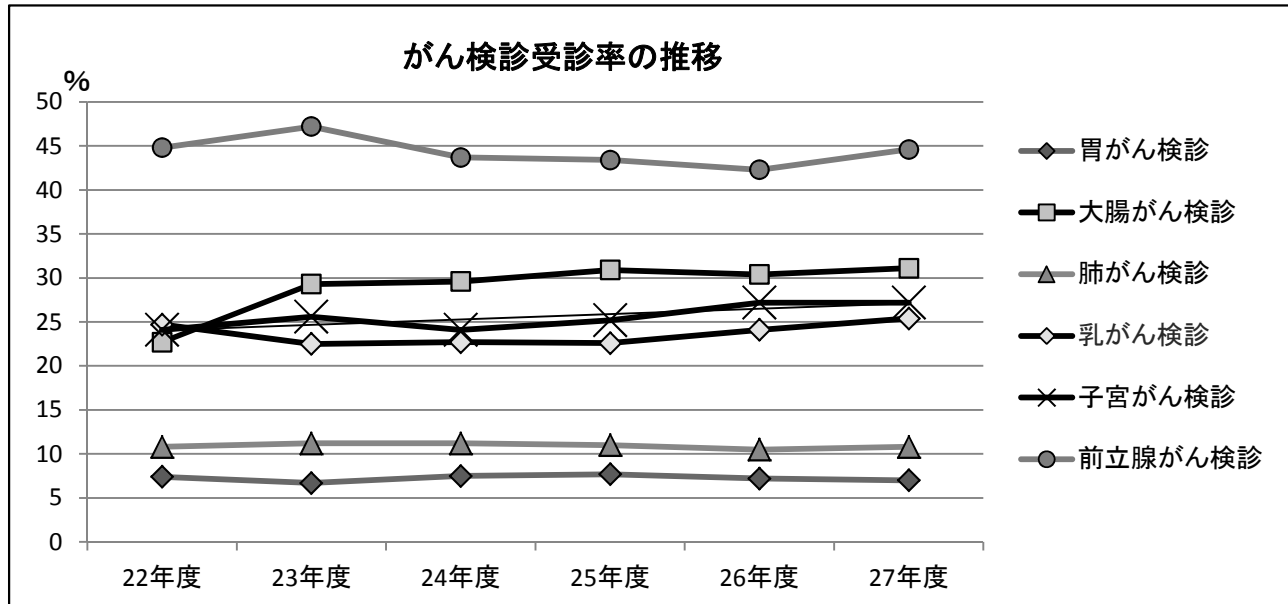
開催回数	参加延人員
55回	198人

(13) 健康手帳

発行対象年齢	発行者数
40~74歳	251

(14) 訪問指導

対象者	要指導者	精神疾患	その他
のべ人員	74人	4人	0人



3. 健康づくり

(1) 歯の広場

参加人員 83人（内訳 成人 58人 子ども 25人）

(2) 「ほけんセンターだより」を毎月各世帯に配布

(3) 食生活改善推進員活動

	定例会	幹事会	普及活動	健康増進係との協力活動
回数	12回	17回	18回	11回
食改延人員	158人	—	58人	44人
参加住民数	—	—	253人	187人

ほけんセンターだより「たべものコーナー」掲載 年11回

平成28年3月末、会員の高齢化等により活動が困難になったため解散

(4) 栄養指導

集団栄養指導 47回 のべ指導者数 746人

個別栄養指導 63回 のべ指導者数 487人

(5) 骨密度測定(20歳以上の希望者)

受診者数	年齢別受診者数					保健指導	栄養指導
	20歳代	30歳代	40～64歳	65歳以上	合計		
203人	8人	33人	37人	125人	203人	87人	28人

4. 献血事業

京都府献血推進計画を踏まえ、京都府赤十字血液センターと連携して、地域住民及び企業の方々に対し、血液に関する正しい情報を提供し、正しい知識と献血の普及・啓発を行い、献血者の確保に努める。

日数	受付者数		採血者数		採血率		1日平均採血者数	
	200ml	400ml	200ml	400ml	200ml	400ml	200ml	400ml
全血献血 (200ml・ 400ml)								
9.5日	24人	475人	16人	416人	66.7%	87.6%	0.6人	43.8人

5. 精神保健

平成14年度から精神保健業務の一部が市町村に移管され、平成15年度から24年度まで健康課健康増進係が所管する。

平成24年6月20日「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称 障害者総合支援法)」と名称変更され、

平成25年4月1日から施行されたことにともない、福祉課社会福祉係に移管する。相談・訪問指導等は継続して健康課健康増進係が所管する。

6. 医療との連携

昭和57年度に乙訓地域の日・祝日の医療の確保のため乙訓休日応急診療所が長岡京市に開所。また58年度には済生会京都府病院が長岡京市に開院。

59年度から公的病院として不採算部門への運営費補助を実施。住民ニーズに応える病院としての機能の充実のため、懇話会や保健衛生事務協議会と定期的に懇談会をもっている。平成2年度には、済生会京都府病院が国の共同利用施設整備事業モデル事業の指定を受ける。平成5年7月から済生会京都府病院が開放型病院として承認される。その他、病院群輪番制や乙訓医師会委託による外科の在宅当番医制等々、住民の医療の確保に努めている。

(1) 乙訓休日応急診療所利用状況

①総括

診療日数	71日
患者数	5,141人
1日当患者数	72.4人

②居住地別患者数

	患者数	構成比
大山崎町	447人	8.7%
向日市	1,170人	22.8%
長岡京市	2,485人	48.3%
京都市	860人	16.7%
その他	179人	3.5%
計	5,141人	100.0%

③年齢別患者数

	患者数	構成比
0～5歳	1,984人	38.6%
6～15歳	1,207人	23.5%
16歳以上	1,950人	37.9%
計	5,141人	100.0%

④病類別患者数

	患者数	構成比
呼吸器系	3,505人	68.2%
消化器系	918人	17.9%
循環器系	8人	0.1%
その他	710人	13.8%
計	5,141人	100.0%

施設使用料

293,000円(委託料)

運営費負担金

661,000円(負担金)

(2) 在宅外科当番医制事業の利用状況

診療日数	診療者数	年 齢 別				性 別		住 所 別		
		0～6歳	7～15歳	16～64歳	65歳以上	男	女	向日市	長岡京市	大山崎町
71日	343人	63人	43人	148人	89人	163人	180人	98人	204人	41人
		18.4%	12.5%	43.1%	26.0%	47.5%	52.5%	28.6%	59.5%	11.9%

237,350円(委託料)

(3) 済生会京都府病院

○地域別患者来院状況(平成27年4月～28年3月)

大 山 崎 町				全 地 域			
入 院	外 来	1日平均患者数		入 院	外 来	1日平均患者数	
		入 院	外 来			入 院	外 来
8,624人	14,348人	23.6人	59.0人	72,407人	126,465人	197.8人	520.4人
		(366日)	(243日)				

(4) 病院群輪番制

休日又は夜間に、休日急病診療所及び一般医療機関から、入院治療等を必要とする患者の受入れを行う目的で、京都市・乙訓地域を4地域に分割して地域ごとに当番医院を設置。休日・夜間の救急、急病に対応。

647,612円(負担金)

○住所地別患者状況

(単位:人)

区 分	入 院						外 来						総合計
	内 科	外 科	小児科	脳外科	その他	小 計	内 科	外 科	小児科	脳外科	その他	小 計	
大山崎町	1	0	1	0	2	4	15	5	20	2	13	55	59
向日市	11	3	8	3	20	45	42	36	75	12	59	224	269
長岡京市	16	1	11	4	17	49	68	50	132	17	74	341	390
京都市	426	150	113	90	179	958	1,559	949	1,745	126	419	4,798	5,756
その他	77	24	8	23	33	165	229	133	137	47	75	621	786
合 計	531	178	141	120	251	1,221	1,913	1,173	2,109	204	640	6,039	7,260

1. 清掃事務

公衆衛生の向上、生活環境の保全を図るため、ごみ減量、分別収集、犬の適正飼養等の啓発推進に努めた。

2. 乙訓環境衛生組合

乙訓環境衛生組合に対し、ごみ処理及びし尿処理に係る費用の分担金を支出した。

3. 塵芥収集

平成27年度において本町では、可燃物、不燃物ごみを含め、住民一人当たり年間約190kgのごみが排出されている。(平成27年10月1日の住基人口:15,527人)

可燃物ごみは週2回収集、資源ごみは減量化と再資源化を進め、埋立地の延命、財政負担の軽減といった相乗効果を期待し、昭和54年度より分別収集を実施している。

容器包装リサイクル法の施行により、乙訓二市一町では、乙訓環境衛生組合リサイクルプラザが平成10年度から稼働し、平成11年度からペットボトルの回収を実施している。

また、平成12年度末に乙訓環境衛生組合プラプラザが竣工したことにより、平成13年度からは、「その他プラスチック類」の分別収集を実施している。

(1) 可燃ごみ(一般家庭)

ア 委託収集	収集車	3台
イ 年間総収集量	2,559 トン	

(2) 分別収集ごみ

ア 直営収集	収集車	3台		
イ 委託収集	収集車	1台		
ウ 年間総収集量	再資源化ごみ	350 トン	粗大ごみ	34 トン

(3) 粗大・臨時ごみ収集

一般家庭より出る粗大ごみ、または多量のごみを、申込みにより有料で収集した。(937件)

(4) 不法投棄対策

町内のごみの不法投棄箇所に、防止の立看板設置し、衛生思想の普及と指導に努め、委託したシルバー人材センターによるパトロールを実施し、ごみの回収を依頼した。

(5) 環境美化対策

環境美化推進員総会(H27.7.15 水曜日)を実施し、町内会(自治会)、住民の協力を得て清潔で美しい町づくりのために、クリーン作戦(H27.9.26 土曜日)を行った。

(6) ごみ減量対策

家庭用生ごみ減量化のために、生ごみ処理機器購入補助(1件分:合計2万円、1件当り上限2万円)を行った。

(7) 平成27年度可燃物・粗大ごみ・資源ごみ収集量

(単位:トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
可燃ごみ	219.31	218.61	219.55	216.32	208.51	212.71	215.33	207.91	228.20	212.88	190.20	209.07	2,558.60
粗大ごみ	3.04	2.51	3.31	2.82	3.58	3.72	2.53	3.93	2.84	0.89	2.29	3.01	34.47
資源ごみ	28.808	30.750	27.710	28.165	32.374	25.980	30.941	26.950	30.539	33.210	27.231	27.320	349.978
計	251.158	251.870	250.570	247.305	244.464	242.410	248.801	238.790	261.579	246.980	219.721	239.400	2,943.048

(8) 資源ごみ分類別収集量

(単位:トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
カン	2.97	2.80	2.79	2.24	3.04	1.87	2.43	2.17	2.76	3.64	3.10	3.20	33.01
ビン	7.68	8.13	7.61	8.03	9.58	7.53	8.45	7.74	7.92	10.34	7.58	7.71	98.30
その他不燃物	9.39	11.37	9.11	8.44	9.09	8.93	10.94	9.17	11.87	10.57	8.58	9.49	116.95
ペットボトル	1.85	2.17	2.29	2.50	3.23	2.25	2.26	1.87	1.55	1.81	1.41	1.52	24.71
その他プラスチック	5.88	6.28	5.91	5.98	6.80	5.40	6.08	6.00	5.68	6.85	5.22	5.40	71.48
廃乾電池	0.638	0.000	0.000	0.655	0.634	0.000	0.681	0.000	0.659	0.000	0.691	0.000	3.958
廃蛍光灯	0.40	0.00	0.00	0.32	0.00	0.00	0.10	0.00	0.10	0.00	0.65	0.00	1.57
計	28.808	30.750	27.710	28.165	32.374	25.980	30.941	26.950	30.539	33.210	27.231	27.320	349.978

4. し尿処理

(1) し尿汲み取り

住民生活の衛生及び環境保全を図るため、業者委託によりし尿収集を行った。

ア 委託業者 1業者

イ 年間汲み取り件数 延べ戸数 279戸 (延べ人員 459人)

計量制延べ件数 236件

ウ 年間総汲み取り量 161,970 0

エ 平成27年度し尿汲み取り月別収集量

(単位:ℓ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般家庭	7,930	3,684	4,414	3,360	4,660	3,550	3,560	3,974	4,860	3,670	4,180	4,670	52,512
臨時・従量	7,020	10,836	8,856	6,750	4,050	9,180	9,540	6,966	10,710	4,770	12,510	18,270	109,458
計	14,950	14,520	13,270	10,110	8,710	12,730	13,100	10,940	15,570	8,440	16,690	22,940	161,970

(2) 浄化槽

ア 平成28年3月31日現在設置基数 25

イ 平成27年度浄化槽設置申請に伴う指導件数 0

ウ 平成27年度浄化槽汚泥収集量

(単位:ℓ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
浄化槽汚泥収集量	24,220	16,470	1,670	0	39,380	4,990	27,780	2,890	19,660	3,000	5,330	1,780	147,170

5. 畜犬登録及び狂犬病予防対策

(1) 狂犬病予防法に基づき、予防と蔓延を防ぐため実施した。

ア 登録及び予防注射実施期間 平成27年4月21日(火)～22日(水)(集合注射実施日)

イ 登録頭数 (年間) 812頭

ウ 予防注射 (年間) 461頭

(2) 不用犬の引き取り

有料で毎週火曜日(祝日、年末年始を除く) 9時から10時30分(引取場所:京都府乙訓保健所)

ア 引取り頭数(年間) 1頭

イ 料金 成犬・成猫(生後91日以上)・・・1頭あたり2,000円、子犬・子猫(生後90日以下)・・・10頭まで2,000円

6. あき地除草対策

町条例に基づき、「あき地所有者」に対し、空き地の適正管理(雑草の除去)の指導を行った。(指導件数:11件)